

伊万里市実家に帰ろう住宅改修等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、人口減少が続く本市へのＵターン等の促進策及び将来的な空き家化の低減策として、本市に実家がある市外に在住する者又は本市に実家がある者で本市に転入後、補助金の交付申請時において5年を経過しない者（以下「市外在住者等」という。）がＵターン等により本市の実家に定住するため、当該実家の改修工事又は解体・新築工事を行う場合に、予算の範囲内において伊万里市実家に帰ろう住宅改修等補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実家 市外在住者等又は市外在住者等の2親等以内の親族が市内に所有する住宅等（補助金の交付申請前5年以内に当該市外在住者等の3親等以内の親族以外の者から所有権を移転した住宅等を除く。）をいう。
- (2) 住宅等 住宅及びその住宅に附属する建築設備をいう。
- (3) Ｕターン等 本市から転出した者が再び本市に転入するＵターン又は本市の住民基本台帳に登録されたことがない者が本市に転入することをいう。
- (4) 定住 本市の住民として永住の意思をもって居住し、第8条に定める交付決定を受けた日から5年以上継続して本市の住民基本台帳に登録され、かつ、生活の本拠が本市にあることをいう。
- (5) 市税等 伊万里市税条例（昭和29年条例第24号）第3条及び伊万里市国民健康保険条例（昭和34年条例第19号）第10条に規定する税又は転入以前の市区町村における同様のものをいう。
- (6) 改修 実家の修繕、増築又は設備改善のために行われる工事をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第6条に定める事前申込を行った後、本市の実家にUターン等した者（以下「Uターン者等」という。）又は第6条に定める事前申込を行った実家の所有者で、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) Uターン者等又はその配偶者の年齢が補助金の交付申請年度の4月1日現在で69歳以下であること。
- (2) 補助金の交付申請時において、本市の住民基本台帳に記録され、Uターン者等が転入する直前の10年間のうち通算で5年以上、かつ、転入する直前に1年以上連続して市外に住所を有していること。
- (3) 補助金の交付申請時において、Uターン者等及びその世帯員並びに実家の所有者に市税等の滞納がないこと。
- (4) Uターン者等及びその世帯員並びに実家の所有者が伊万里市暴力団排除条例に規定する暴力団等の反社会的勢力の構成員及び反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (5) Uターン者等及びその世帯員並びに実家の所有者が同一物件に対して、他の補助金、奨励金等の交付を受けていないこと。
- (6) 実家を解体し、新築する場合は、原則として同一敷地内とすること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、定住を目的として実施する次に掲げるいずれかの事業とする。

- (1) 実家を改修する事業（以下「改修事業」という。）
- (2) 実家を解体し、新築する事業（以下「解体・新築事業」という。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(事前申込)

第6条 交付対象者は、第4条に定める補助対象事業に係る工事に着手する前に、

伊万里市実家に帰ろう住宅改修等補助金事前申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）及び伊万里市実家に帰ろう住宅改修等補助金誓約書兼承諾書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申込書を提出した者は、1 年以内に第 4 条の事業を完了し、本市の住民基本台帳に登録後、交付申請するものとする。

（交付申請）

第 7 条 交付対象者は、第 4 条に定める補助対象事業の区分に応じ、次の各号で定める日までに伊万里市実家に帰ろう住宅改修等補助金交付申請書（様式第 3 号。以下「申請書」という。）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 改修事業の場合は、市外在住者等が本市の実家を居所として住民基本台帳へ登録後かつ改修工事の完了後 30 日を経過する日

(2) 解体・新築事業の場合は、市外在住者等が本市の実家を居所として住民基本台帳へ登録後かつ住宅の保存登記の完了後 30 日を経過する日

（交付決定及び額の確定）

第 8 条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、伊万里市実家に帰ろう住宅改修等補助金交付決定通知及び額の確定通知書（様式第 4 号）により交付対象者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた交付対象者は、当該補助金に係る証拠書類を整理し、交付決定年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

（交付請求）

第 9 条 前条第 1 項の通知を受けた交付対象者は、速やかに伊万里市実家に帰ろう住宅改修等補助金交付請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（交付の取消し及び返還）

第 10 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を

命じることとする。

(1) 交付決定を受けた日から5年未満で、Uターン者等及びその世帯員の全てが市外へ転出したとき。

(2) 交付決定を受けた日から5年未満で、補助金の交付目的に反して実家を使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) その他市長が相当と認める事由があるとき。

2 市長は、前項の規定により交付を取り消したときは、伊万里市実家に帰ろう住宅改修等補助金交付取消通知書兼返還命令書（様式第6号）により、交付対象者に通知するものとする。

3 第1項に規定する返還を命じる額は、別表第2に掲げる式により算定した額とする。

4 市長は、第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者に特別な事情があると認めたときは、返還金の全部又は一部を免除することができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年告示第209号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付の決定を受けた者に対するこの要綱の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則（令和6年告示第108号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後の第7条に規定する交付申請に係る補助金から適用する。

附 則（令和8年告示第11号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和８年告示第２５号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和８年告示第１５０号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和８年度分の補助金から適用する。

別表第 1（第 5 条関係）

① 改修事業

改修補助金	子育て加算	地域指定加算
上限額 5 0 万円	3 0 万円／人	2 0 万円

② 解体・新築事業

解体補助金	新築補助金	子育て加算	地域指定加算
上限額 1 0 0 万円	上限額 3 0 万円	3 0 万円／人	2 0 万円

備考

- 1 改修補助金は、改修工事に係る費用に 1 0 0 分の 5 0 を乗じて得た額又は 5 0 万円のいずれか低い額。ただし、市内業者の施工に限る。
- 2 解体補助金は、解体工事に係る費用に 1 0 0 分の 5 0 を乗じて得た額又は 1 0 0 万円（解体工事の施工業者が市外業者の場合は 8 0 万円）のいずれか低い額
- 3 新築補助金は、施工業者が市外業者の場合は 2 0 万円
- 4 子育て加算は、補助金の交付申請年度の 4 月 1 日現在で 1 8 歳未満の U ターン等した子を対象とする。ただし、交付申請年度の 4 月 2 日（U ターン者等が本市に転入した日が同日以前である場合は、当該転入した日）から交付申請時までに出産した子については、当該加算の対象とする。
- 5 地域指定加算の対象地区は、伊万里市新築購入移住奨励金交付要綱別表第 1 で定める地域とする。
- 6 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額とする。

別表第 2（第 1 1 条関係）

返還額算定式

$\text{交付額} \times (60 - \text{交付決定日以降交付対象住宅に入居した月数}) / 60$

備考

返還額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額とする。